

# パラグアイの投資優遇制度 活用法

石田ミゲル

# 投資優遇制度

- ▶ Law 1064/97 «Maquila Law»
- ▶ Law 60/90 «Investment Incentive Law»
- ▶ Law 523/95 «Free Economic Zone Law»
- ▶ Law 4838/12 «National Automotive Policy Law»
- ▶ Law 4427/12 «Law on Production or Assembly of High Technology Products»
- ▶ Law 5102/13 «Public-Private Partnership Law»
- ▶ Law 2051/03 «Law on Public Contracting»
- ▶ Law 4903/13 «Industrial Parks»
- ▶ Law 3254/07 «Law on Gas Industry»
- ▶ Law 779/95 «Oil and Hydrocarbons Law»
- ▶ Law 3180/07 «Law on Mining»
- ▶ Law 5074/13 «Turnkey Contracting Law»

パラグアイに外国からの投資を呼びかけるために、様々な法律が施行されています。

インセンティブは税金の免税・削減に限られます。「電気料金の補助とか設備の準備して頂くとか」、そのようなインセンティブはありません。

この中で一番利用されているのは上の二つ、マキラ法と投資法。

- ▶ マキラ制度は輸出強化が目的であるため、生産の90%以上が輸出向けであれば、マキラ制度を採用されるのが適切な選択になります。逆に、**輸出だけではなく、国内販売も計画されている場合は、マキラではなくて、投資制度を採用するのが妥当になります。**
- ▶ パラグアイへ投資計画を立てられる時に、輸出市場がメルコスール加盟国であれば、必ず**メルコスール条約・規定**を視野に入れて検討される必要があります。
- ▶ 特にメルコスール**原産地証明書**に関する規定は主に重要点です。輸出品にメルコスール共通の内部関税が適用されるか、されないかの問題になります。

# 法令4838-12 「自動車産業」

- ▶ 自動車関連産業はメルコスール条約に含まれてないうえ、パラグアイはメルコスール加盟国と二国協定を締結してません。よって、現時点では、この制度は**国内販売**を目的に活用されています。
- ▶ 自動車の組み立て事業に取り組んでいる会社は：
  - Grupo Reimpex**: JACライセンス(中)、乗用車、ピックアップ、7.5トントラック。
  - Grupo Timbo**: Sinotruck ライセンス(中)、大型トラック。
- ▶ 与えられているインセンティブは**関税の免税と消費税(VAT)の削減**。
- ▶ 2017年の記録によると年間生産量は：
  - 乗用車**300台。
  - トラック**850台。

# 法令523-95 「フリーゾーン」

- ▶ 基本的にはフリーゾーンでの生産品はメルコスール現地産と見なされないため、メルコスール規定で定められている**共通の内部関税が適用されません**。メルコスール共通の外部関税が適用されることとなります。
- ▶ しかし、**輸出マーケットがメルコスール国外であれば0, 50%の課税のみのフリーゾーン制度を活用されるのが妥当だと思われる**。
- ▶ 活動されているフリーゾーンは**シウダ・デル・エステで2カ所**が認可されており(Trans trade International、Global)、150社の使用者が見られる。

# 法令4427-12 「ハイテック品の製造」

- ▶ 対象分野は電子製品、通信機、パソコン、家電製品等となっています。
- ▶ パラグアイでは手に入らないパーツを中国から輸入され、パラグアイで組み立て、国内で販売されています。
- ▶ 主な生産物はCD Discと家電製品になっています。共通の外部関税の影響により価額競争が難しいため、現在メルコスール加盟国への輸出はほぼ見られません。
- ▶ 与えられているインセンティブは関税の免税と消費税(VAT)の削減。

# 追加: 法令1064—97 「マキラ」

- ▶ マキラ制度により、**国内販売は10%に制限されています**。国内販売の場合は免税された税金はすべて納めなければいけない。
- ▶ マキラ法と投資法を両立して利用することもできます。生産事業にはマキラ制度を利用して資材や原料の輸入をおこなう。資本財の購入には投資法の制度を利用して機械や機器の輸入を行う。投資法を利用されるメリットは、この制度で輸入された機械や機器は5年間経つと、税金削減により、国内販売が可能となることである。

- ▶ メルコスール加盟国に輸出を計画される場合は、メルコスール現地生産とみなされ共通の内部関税が適用されるためには、生産物は**新製品**又は**組立製品**であるか明確に類別しなければいけません。**組み立て製品の場合は現地の付加価値が最低40%を満たす必要があります。**
- ▶ メルコスール規定によって、パラグアイのみにマキラ制度の導入を特別扱いで認められています。この特別扱いは**2023年まで**と期限がありますが、再度延期は可能と思われます。



ありがとうございました

»» Thank you for your attention